

第60号議案

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「ならびに第10条第1項および第3項」を「、第10条第1項および第3項ならびに第17条の3第1項」に改める。

第17条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第17条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 学校教育職員の子育て部分休暇を定める必要がある。